

期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S 48 ~ H 74 (最長 90 年間)
事業実施地区名	九州整備局 昭和 48 年度契約地	事業実施主体	独立行政法人森林総合研究所 森林農地整備センター

事業の概要・目的	宮崎県東臼杵郡椎葉村外 42 市町村の、民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、森林総合研究所が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業である。 ・主な事業内容：契約件数 94 件、植栽面積 1,897ha (平成 15 年度の期中の評価以降に 3 ha の改植を実施) ・総事業費：6,990 百万円 (平成 15 年度の評価時点：8,294 百万円)														
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	平成 20 年度時点における費用対効果分析の結果は以下のとおりである。 <table border="1"> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>22,428 百万円</td> </tr> <tr> <td>総便益 (B)</td> <td>37,897 百万円</td> </tr> <tr> <td> 山地保全便益</td> <td>14,355 百万円</td> </tr> <tr> <td> 環境保全便益</td> <td>6,637 百万円</td> </tr> <tr> <td> 木材生産等便益</td> <td>895 百万円</td> </tr> <tr> <td> 計</td> <td>59,785 百万円</td> </tr> <tr> <td>分析結果 (B / C)</td> <td>2.67</td> </tr> </table>	総費用 (C)	22,428 百万円	総便益 (B)	37,897 百万円	山地保全便益	14,355 百万円	環境保全便益	6,637 百万円	木材生産等便益	895 百万円	計	59,785 百万円	分析結果 (B / C)	2.67
総費用 (C)	22,428 百万円														
総便益 (B)	37,897 百万円														
山地保全便益	14,355 百万円														
環境保全便益	6,637 百万円														
木材生産等便益	895 百万円														
計	59,785 百万円														
分析結果 (B / C)	2.67														
森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係県における民有林の未立木地面積は、昭和 45 年：118,490ha から平成 12 年：61,769ha と減少傾向にあるものの、現在なお 77,094ha (平成 14 年) 存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係県における私有林の不在村者所有森林面積は、平成 12 年：295,054ha から平成 17 年：321,640ha と増加傾向にあり、地域における森林の管理水準の低下が危惧される。														
事業の進捗状況	生育状況(注)は、スギで樹高 15.8 m、胸高直径 23.2 cm、1ha 当たり材積 358 m ³ となっている。 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、植栽面積の 9 % である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。 (注)林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分(広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分)及び植栽木の生育が遅れている林分(植栽木の樹高、1ha 当たり材積がいずれも収穫予測表の 5 等地の数値を 10 % 以上下回る林分)を含む。														
関連事業の整備状況	当該事業実施地区のうち、58 % が一ツ瀬川水系一ツ瀬ダム、小丸川水系松尾ダム等に係る流域(集水区域)内に位置しており、20 % が水道施設に係る流域(集水区域)内に位置している。														
地元(受益者、地方公共団体等)の意向	植栽地は周辺の平均的な山林より生育が良いが、所在市町村及び契約相手方は機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。														
事業コスト縮減等の可能性	間伐に当たっては、契約相手方の理解を得るなかで選木及び間伐手法を工夫(列状間伐や間伐率を最大限に適用した強度な間伐等)することによりコスト縮減を図る。														
代替案の実現可能性	該当なし。														
第三者委員会の意見	森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。 なお、前回の期中の評価以降に平成 16 年台風被害により 3 ha の改植を実施しているが、その箇所については適切な保育等に努めること。														
評価結果及び事業の実施方針	・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：費用対効果分析を行った結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性が認められる。 ・有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 事業を継続する。														

総便益 (B) の計と内訳が一致しないのは、四捨五入によるものである。